

ID	No	提出者	御意見	御意見に対する考え方
1	1	個人	(意見を要約) 「サイバーセキュリティ対策」が重要な構造と、私個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS(サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン(土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。要約すると、「ボット(機械における自動的に実行する状態)」による「DoS攻撃」及び「DDoS攻撃」でのマルウェアにおける「C&Cサーバー(コマンド及びコントロール)」では、「LG-WAN(ローカルゲートウェイエリアネットワーク)」を導入した「EC(電子商取引)」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP(ネットワークタイムプロトコル)」の場合では、「検知(デテクション)⇒分析(アナライズ)⇒対処(リアクションメソッド)」での「サイバーセキュリティ対策」が重要と、私は考えます。	いただいた御意見は、今後、サイバーセキュリティ政策を進める上で参考にさせていただきます。
2	1	個人	受付締切日時の「0時0分」は「24時0分」の誤記ではないか？ 意見公募要領には「24:00」と規定されているから。	受付締切では3/4の0:00、公募要領では3/3 24:00と記載させていただいております。
3	1	個人	私はこれまで10年くらいパブリックコメント制度を通じて、微力ながらもデジタル人材の育成に向けた提案を経済産業省、内閣官房、内閣サイバーセキュリティセンター等へ数多く出してきました。結果として実現に至った提案としては、下記があります。 ・「初音ミク」と国家試験「ITパスポート(パス)」がコラボ ・政府が策定した「創造的IT人材育成方針」では、「ITを業務やビジネスに活かすことができる人材」の育成を図ることを目的に、ITパスポート試験の活用を促進していく旨が記載 ・国家戦略「世界最先端IT国家創造宣言」では、IT人材の創出のための指標としてITパスポート試験の活用、延べ合格者数が挙げられている ・ITを活用する側の社会人へ向けた情報セキュリティエントリーレベル2試験の新設、2016年より情報セキュリティマネジメント試験の開始 ・情報セキュリティスペシャリスト試験の更新制に伴う合格者への負担増に際して、同試験の名称独占による初となる国家資格化 今般、岸田総理にご意見を出せるのですが、車座対話などお招きいただけたら馳せ参じた願っております。	いただいた御意見は、今後、サイバーセキュリティ政策を進める上で参考にさせていただきます。
4	1	団体	日本システムアドミニストレータ連絡会(JSDG)は、業務部門とITを一体にして業務改革プロジェクトを成功に導くキーパーソンとして進化しようとしている「シスアド」たちの集団です。 私たちがシステムアドミニストレータは、業務改革を推進するリーダーとして、利用者の視点でITの活用を促進し、社会の発展に寄与する存在であり続けることを、ここに宣言します。 システムアドミニストレータの存在は、私たちの日常生活にITが浸透した現代において、ますます重要性を増してきています。その、ITの利用者と提供者の橋渡しとしての役割は、社会のあらゆる舞台で、これからも価値を持ち続けるものと、私たちは確信しています。 私たち日本システムアドミニストレータ連絡会会員は、業務改革を推進し、情報戦略ひいては経営戦略の実現を担う高度IT人材として、社会に貢献し続けることを目指します。そして、あらゆる場面で改革を実現させる強い意志、気概、魂を持って、相互に研鑽しあい、自己のスキルを向上させるとともに、次世代のシステムアドミニストレータを育成していきます。	いただいた御意見は、今後、サイバーセキュリティ政策を進める上で参考にさせていただきます。
5	1	個人	表A-3.2で示す属性項目以外に「サーバ所在地」等の項目を設け、直接契約結ぶクラウドサービスプロバイダ等に情報の開示を求める等して現にデータが所在する国を把握できるようにしておくことが望ましい。と記載されています。 この点、個人情報保護法の令和2年改正で、個人情報取扱事業者の安全管理措置義務(令和3年改正により23条(現在20条))の内容としてガイドラインに明示された「外的環境の把握」には「個人情報取扱事業者が、外国において個人データを取り扱う場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない」と記載されており、また、保有個人データについては「『保有個人データの安全管理のために講じた措置』を本人の知りうる状態に置かなければならない」(令和3年改正により32条1項4号(現在27条)、政令10条1項)として、ガイドラインには(外的環境の把握)の事例として「個人データを保管しているA国における個人情報の保護に関する制度を把握した上で安全管理措置を実施」と記載されており、さらにこの事例の部分には「外国(本邦の域外にある国または地域)の名称については、必ずしも正式名称を求めものではないが、本人が合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある」とされています。 そうすると、個人情報保護委員会が出している個人情報保護法のガイドラインとの整合性を保つには、「現にデータが所在する国を把握できるようにしておくことが望ましい。」 という部分は「現にデータが所在する国や地域を把握し、保有個人データの本人には合理的に認識できると考えられる形で情報提供を行う必要がある」と修正した方が良いと思料します。	いただいた御意見を踏まえ、1203行目以降の記述を以下のように修正いたします。  「なお、保有個人データを外国で取り扱う場合には、「保有個人データの安全管理のために講じた措置」として、クラウドサービスプロバイダ及び当該データが保存されるサーバが所在する外国の名称を明らかにし、当該外国の制度等を把握した上で講じた措置の内容を公表する必要がある。」
6	1	団体	日本システムアドミニストレータ連絡会(JSDG)は、業務部門とITを一体にして業務改革プロジェクトを成功に導くキーパーソンとして進化しようとしている「シスアド」たちの集団です。 当連絡会も「『第3層:サイバー空間におけるつながり』の信頼性確保に向けたセキュリティ対策検討タスクフォース」のメンバーとして是非参加させていただきたい。 必ずお役に立てるものと確信しております。 ご検討の程、よろしくお願ひ申し上げます。	いただいた御意見は、今後、サイバーセキュリティ政策を進める上で参考にさせていただきます。
7	1	個人	12行「あたって」と、331行「当たって」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	いただいた御意見を踏まえ、「あたって」という表記に統一いたします。
7	2	個人	29行「拡がって」と、150行「広げる」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	いただいた御意見を踏まえ、29行目の表現を「広げる」に修正いたします。
7	3	個人	53行「とおり」と、570行「通り」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	いただいた御意見を踏まえ、ご指摘の箇所を含め、「とおり」という表記に統一いたしません。

ID	No	提出者	御意見	御意見に対する考え方
7	4	個人	1 0 3行「一つ」と、4 6 7行「ひとつ」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	いただいた御意見を踏まえ、ご指摘の箇所を含め、「一つ」という表記に統一いたします。
7	5	個人	2 1 2行「個人情報保護法」は、5 4ページの脚注 3 8の法律の略称であることを記載したほうがよい。	いただいた御意見を踏まえ、指摘箇所以下に注を挿入いたします。本稿では、「個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）」の略称として、「個人情報保護法」という表記を用いる。
7	6	個人	2 9 6行「または」は、9 1 3行「又は」とは、どちらかに字句を統一したほうがよい。	いただいた御意見を踏まえ、ご指摘の箇所を含め、「または」という表記に統一いたします。
7	7	個人	5 7 9行「サイバー・フィジカル・セキュリティ対策フレームワーク（CPSF）」は「CPSF」のほうがよい。1 2行で略語を定義しているから。	いただいた御意見のとおり、修正いたします。
7	8	個人	6 2 7行「という」は「という。」のほうがよい。	ご指摘の箇所を含め、いただいた御意見のとおり、修正いたします。
7	9	個人	7 4 4行の表の「内部情報管理規則」はどの省庁の省令か？	「内部情報管理規則」とは、ユースケース内でX社が社内規則として定めるものを意図しております。いただいた御意見を踏まえ、記載の明確化のため、該当部の記述を「X社内部情報管理規則」といたします。
7	10	個人	6 2 7行「本ユースケース」と、8 1 6行「本ユースケース」とは、それぞれが別のものを指しているのだから、別の用語としたほうがよい。	いただいた御意見を踏まえ、ご指摘の箇所の記載を以下のように修正いたします。（A-2内において、以下、「本ユースケース」という。）
7	11	個人	1 1 9 7行の表の大大分類欄の記載の一部が見えない。	いただいた御意見を踏まえ、ご指摘の箇所を編集し、全体の記載が見えるように対応いたします。
8	1	個人	「場」という概念は、明文化されていないルール等の必ずしも規範として扱われない内容も含むということですが、本文にはそのような説明が見受けられません。例示やユースケースで挙げられているのは、個人情報保護法など法制度、またP27においても、下記記載にある、明文化されている事例であり、「明文化していないものも含む。」と本文に記載した方がよいのではないのでしょうか。	いただいた御意見を踏まえ、本文及び各ユースケースの記載において、明文化されていないルール等の必ずしも規範として扱われない内容も含む点がより明確になるよう内容を修正いたします。
8	2	個人	また、これは英語ではどのように訳すのでしょうか。Place? Space? Scope? 英語にしたときに混乱しない訳し方、説明の工夫も必要であると考えます。	現在、「場」の英訳として"domain"を対応させておりますが、いただいた御意見は、フレックワークの更なる検討を進めていくに当たって参考にさせていただきます。
8	3	個人	「場」として特定され得る規範には多様なものが含まれ得ると思いますが、参考となる関連規定の分類方法としては、本文に記載されているもの他、以下の分類があると思います。 ・情報を管理する事業者に管理責任を課す類型：情報を管理する者に対して当該情報に対する管理責任を負わせる類型の法制度であり、個人情報保護法における個人情報取扱事業者の義務等を含む。 ・不正行為者に法的責任を問う類型：不正行為者に対して法的責任を問う類型の法制度であり、不正競争防止法における営業秘密保護規定等を含む。	いただいた御意見を踏まえ、A-1に記載していたご指摘の記述を、2-2-2に移すよう修正いたします。
8	4	個人	P12に記載の「イベント」において、ある特定の移転・提供事象とありますが、特定とはどういう場合でしょうか。	「ある特定の移転・提供事象」とは、本フレームワークの適用対象となる移転・提供事象を意図しておりました。いただいた御意見を踏まえ、記載の明確化のため、該当部の記述を「対象となる移転・提供事象」といたします。
8	5	個人	P12で、4つの単位（国・地域・組織・人、システム・サービス、機器）の単位でリスクを整理すると思いますが、示されているユースケースでは（例 P43（各機器ベンダーが保有する「統合データ」のPF事業者への「移転・提供」にて想定されるリスク（例））では、この観点が抜けているため、例示すべきと考えます。4つの単位で行うリスク整理と、STEP4のイベントごとに行うリスクの洗い出しとの関係が解り難いと思います。	いただいた御意見を踏まえ、各ユースケースの記載において、4つの単位で行うリスク整理の結果が見えるよう内容を修正いたします。
9	1	個人	重要な内容と思われませんが、素人には読んでもよくわかりません。わかりやすく、解説をいただけませんか？	いただいた御意見は、フレックワークの更なる検討を進めていくに当たって参考にさせていただきます。